

違反の疑いがある場合の調査・懲戒

- 倫理法等に違反する行為に関しては、倫理審査会と任命権者がそれぞれ調査・懲戒権を持っています。各府省が懲戒処分を行う際は、倫理審査会の承認が必要です。

違反に係る情報が入ると、倫理審査会や各府省でその情報を点検し、内容を確認します。確認の結果、違反の疑いが認められる場合には、正式調査に移ります。

また、将来同種の違反事案が再び発生しないようするための再発防止策についても、各府省に指導しています。

倫理法に基づく正式調査の流れ

